

公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

病児・病後児保育事業において、保護者の利便性の向上及び負担軽減による利用促進と施設職員の業務負担軽減による保育の質の向上を図るため、病児保育予約管理システムを新たに導入する提案を募集し、安全性、信頼性、効果的・効率的な運用体制の構築に必要なノウハウを有する事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

病児保育予約管理システム導入・運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「病児保育予約管理システム導入・運用保守業務仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日

(4) 概算事業費

32,726,000円（消費税額及び地方消費税額を含む（税率 10%）。）

(5) 事業担当課

こども未来局幼保給付課（本庁舎 3 階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

電 話：082-504-2154（直通）

F A X：082-504-2254

E-mail：ko-sidou@city.hiroshima.lg.jp

3 公募型プロポーザル参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体での参加は、いずれかの構成員が(1)から(8)までの全ての要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)の全ての要件を満たす場合に限り認める。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に係っている団体でないこと。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理(コンピューター関連)」に登録されている者であること。

イ アに該当しない場合は、以下の要件の全てを満たしている者であること。

(ア) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

(7) プライバシーマーク又は ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

(8) 地方公共団体又は病児・病後児保育施設において、令和 5 年 4 月 1 日から本業務公告日までに病児保育予約システムの導入実績があること。

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式 1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

ア 添付書類

(ア) 応募に係る誓約書（様式 2）

(イ) 法人の登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(ウ) 法人の代表者及び役員名簿（様式 3）

(エ) 印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(オ) 業務実績書（様式 4）

(カ) 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの）

※ 市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がない場合は、（様式 2）の誓約書において、該当するチェック欄にチェックを入れること。

(キ) 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(ク) プライバシーマーク又は ISO/IEC207001（情報セキュリティマネジメントシステム）の証明書の写し

【広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合】

(ケ) 直前の決算期以前の 2 年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写し

イ 提出場所

上記 2(5)の事業担当課

ウ 提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金） 午後 5 時 15 分まで

注：期限後の提出は受け付けない。

エ 提出方法

(ア) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注：発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

オ 結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

(2) 質問の受付及び回答

ア 提出場所

上記 2(5)の事業担当課

イ 提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金） 午後 5 時 15 分まで

ウ 提出方法

質問書（様式 5）を作成し、電子メールにて提出すること。（件名は「病児保育予約管理システム導入・運用保守業務委託にかかる質問書」とすること）

エ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページの本件公募に係る資料等の配布ページに質問と回答を掲載する。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は正本 1 部、副本 10 部、電子データ（CD-R 等の記録媒体に保存したもの）1 部を提出するものとし、その作成に当たっては以下の条件を遵守すること。

(ア) 表紙に「病児保育予約管理システム導入・運用保守業務委託に関する企画提案書」と記載の上、正本には提案者名を記載すること。副本には、提案者を特定可能な情報を記載しないこと。

注：やむを得ず提案者を特定可能な情報を記載する場合、該当箇所を黒塗りし、提案者が分からないようにすること。

(イ) 病児保育予約管理システム導入・運用保守業務委託「仕様書」の 6-(1)-イ「機能要件」の対応可否について、機能要件一覧（様式 6）に必要事項を記載の上で添付すること。

(ウ) 利用者用マニュアル、施設管理者・自治体管理者用マニュアル（任意様式）
パッケージの既存の操作マニュアルや新規に作成予定の場合は、構成等が分かるサンプルを作成し、添付すること。

(エ) 費用見積書（任意様式）

契約期間（令和 7 年度の構築業務及び令和 8 年度から令和 12 年度の運用保守業務）における、各年度の費用の見積書について、内訳を記載の上、添付すること。

(オ) 企画提案書は A4 又は A3 で作成し、20 ページ以内とすること。（資料やイメー

ジ図など、見やすくするために A3 を利用する場合は、A3 を 2 ページとして扱い、A4 と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。) なお、表紙、裏表紙、目次及び、「機能要件一覧」、「操作マニュアル (サンプル)」、「費用見積書」は上記ページ数に含めない。

(ハ) 企画提案書は、別紙「病児保育予約管理システム導入・運用保守にかかる受託候補者特定基準」の評価項目の順に沿った構成で作成し、各評価項目に関する対応状況・対応方針について記載すること。

(ニ) 企画提案書は、1 者 1 提案とし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出場所

上記 2(5)の事業担当課

ウ 提出期限

令和 7 年 10 月 24 日 (金) 午後 5 時 15 分まで

注：期限後の提出は受け付けない。

エ 提出方法

(ア) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注：発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

5 受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「病児保育予約管理システム導入・運用保守業務委託審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として決定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準(得点総計の 6 割)に達していないと判断された場合は、この限りではない。

なお、プレゼンテーションを欠席した者については、その提案を無効とする。

(2) 評価基準

別紙「病児保育予約管理システム導入・運用保守業務委託にかかる受託候補者特定基準」に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 上記(1)のとおり、企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、審査を行い、受託候補者を決定する。最高得点を獲得した者が複数いた場合、審査委員会で協議の上、受託候補者を決定する。

イ プレゼンテーション実施日等

(ア) 日時

令和 7 年 10 月 30 日 (予定) (提案者毎に別途通知する。)

(イ) 場所

開催場所に関しては、提案者毎に別途通知する。

(ウ) 実施方法

- a 1 提案者当たりの説明時間は 20 分以内とし、質疑応答は 15 分以内として実施する。また、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始する。なお、提案者が多数の場合は、説明及び質問の時間を調整する場合がある（詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。）。
- b 説明は提出した企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。なお、企画提案書に記載されている内容を分かりやすく説明するために、病児保育予約管理システムが動作する様子をプロジェクターなどに投影し説明すること。
- c プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター、スクリーンについては、広島市で用意する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等については提案者が用意すること。
- d プレゼンテーション会場への入室は 4 名以内とする。

(4) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知する（10 月下旬～11 月上旬を予定）。

受託候補者として決定されなかった者は、書面により、自らが提出した企画提案書について、評価結果（評価基準項目毎の得点）の開示を求めることができる。評価結果については書面により通知する。

なお、審査の結果（提案者名及び合計点）については、ホームページで公開する。

6 契約の方法等

- (1) 受託候補者として決定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として決定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。その際、受託候補者としての決定を取り消された者は、損害賠償金として入札保証金に相当する額（企画提案書に記載した「契約期間における費用の概算」額の 5%）を広島市に支払うものとする。ただし、天災、人災、法令の変更その他受託候補者の責めに帰すことのできない事由により協議が整わなかった場合は、損害賠償金の支払いを要しない。

- (2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第 31 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

- (3) 「基本仕様書」は本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、企画提案に基づき仕様書を調整する。

7 その他

- (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案者が本契約案件に参加するための費用及びその後の契約手続に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された企画提案書については、受託候補者の決定及び契約手続にのみ使用し、それ以外の目的で使用する場合は提案者の承諾を得るものとする。ただし、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）第 7 条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

以上